

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第5条の5第3項
処分の概要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第5条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 3日（書換えにあっては1日）
申請先：申請者の住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問い合わせ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：